

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日には、
當日が休日である場合に於ける)

用地事務所長の委任決裁事項とすることとした。

三 この規則は、平成十一年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 鳥取県姫路鳥取線用地事務所を解消とし、主幹を出納員とするることとした。
(別表第一関係)

二 この規則は、平成十一年十月一日から施行することとした。

目次

◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(職員課)

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 鳥取県姫路鳥取線用地事務所の位置を鳥取市から八頭郡河原町に変更することとした。

二 この規則は、平成十一年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

一 鳥取県個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務の登録、個人情報の開示請求に対する決定等を部長等の専決事項等とすることとした。

二 中国横断自動車道姫路鳥取線の用地取得等に係る契約の締結等を姫路鳥取線

鳥取県規則第六十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条の二の表中「鳥取市」を「八頭郡河原町」に改める。

附則

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

鳥取県知事 片山善博

平成11年9月30日 木曜日

鳥 取 県 公 報

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十一年九月二十一日

鳥取県知事 井上義典

鳥取県規則第六十九号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第111号)の一部を次のとおり改正する。

同表第一第一中へ廿「の」を「へ」と改め、同中へ「の」を「へ」との次に次のとおり加へる。

7 鳥取県個人情報保護条例(平成11年3月鳥取県条例第3号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消
- (二) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長
- (三) 本庁が管理している個人情報に係るもの
- (四) 地方機関が管理している個人情報に係るもの
- (五) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理

- (一) 本庁が管理している個人情報に係るもの
- (二) 地方機関が管理している個人情報に係るもの

別紙第1号の表第1項の次に次のとおり加へる。

一 鳥取県個人情報保護条例に基づく知事の権限に属する事務

- 1 同条例第32条第1項の規定による事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の作成
- 2 同条例第32条第2項の規定による指導又は助言

- 3 同条例第33条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求
- 4 同条例第33条第2項の規定による報告又は資料の提出をしない旨

(四) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長

- (1) 本庁が管理している個人情報に係るもの
- イ 重要なもの
- ロ 軽易なもの

- (2) 地方機関が管理している個人情報に係るもの
- イ 重要なもの
- ロ 軽易なもの

- (3) 地方機関が管理している個人情報に係るもの
- イ 重要なもの
- ロ 軽易なもの

- (4) 地方機関が管理している個人情報に係るもの
- イ 重要なもの
- ロ 軽易なもの

等の公表				
5 同条例第34条第1項の規定による事業者に対する是正の勧告	○			
6 同条例第34条第3項の規定による勧告に従わない旨の公表	○			

別表第一「道路課の項目六号の次に次の1項を加へる。

七 中国横断自動車道の用地取得等に関する事務	○	姫路鳥取線用地事務所長
1 土地の取得等のため損失補償金額の算定等に係る委託契約の締結で、契約金額が2,000万円未満のもの	○	姫路鳥取線用地事務所長
2 土地の取得等及び損失の補償に係る契約の締結	○	姫路鳥取線用地事務所長
3 土地の取得等に伴う不動産登記法による登記の嘱託	○	姫路鳥取線用地事務所長
4 日本道路公団に対する協議及び通知	○	姫路鳥取線用地事務所長

鳥取県会計規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十一年九月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第六十四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和11十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のよへに改正する。

別表第一中	〔	鳥取県根雨土木事務所	〕	総務課長
地事務所	主	幹		
鳥取県根雨土木事務所	鳥取県姫路鳥取線用地事務所			

を

〔

所	総務課長
地事務所	主幹

に改める。

別表第一中
〔
鳥取県根雨土木事務所
〕
を
〔
地事務所
主幹
鳥取県根雨土木事務所
鳥取県姫路鳥取線用地事務所
〕
に改める。

附 則

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則